

ロシア知的財産ニュースレター

2018 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 6 カ月分掲載 分掲載するとともに、特定の話題 について深掘して解説 するものです。2018 年度内に 2 回発行する 予定です。

1. 法案、規則、統計、知的財産関連の動き (2018 年 10 月～2019 年 3 月)

意匠の暫定的な法的保護に関する法律

12 月に、2018 年 12 月 27 日付け「ロシア連邦民法第 4 部の改正に関する」連邦法第 549-Φ 3 号が採択された。

第 1385 条及び第 1392 条の改正の結果、民法は、意匠出願を公開し、その意匠についてその公開日から暫定的な法的保護を受ける可能性、並びに誰もが出願を——公開後に——検証する可能性を規定している。

意匠出願の公開は出願人の請求がなければ行われず、また、出願が取り消されていたり、意匠が登録されてはならない（後者の場合、交付された特許に関する情報のみが公告され、その後は誰もが当該出願について知り、その写しを入手することができる）。

出願人の請求を受けて、Rospatent の公報にその出願に関する情報が公開された日からこの出願に関する特許発行に関する情報が公開される日まで、意匠には暫定的な法的保護が与えられる。特許が交付されない場合、暫定的な法的保護は与えられなかったものと見なされる。

暫定的な法的保護の期間中に、当該意匠を使用しようとする者は、出願に従って特許が交付され次第、特許所有者に金銭的報酬を支払う義務が生じる。その金額は両者の合意により決定され、紛争が生じた場合には裁判所によって決定される。

同法は 2019 年 6 月 27 日に施行される。

経済開発貿易省が組成物に関する発明の審査に関する規則を変更

2018 年 10 月 1 日付け経済開発貿易省命令第 527 号は、発明の国家登録に関連する行為を

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

行う根拠となる文書の起草、提出及び審査に関する規則を改正し、また発明特許出願書類の様式及び要件にも変更が行われた。

これらの変更に従って、組成物に関する発明の本質を開示するときには、組成物の特徴として以下を使用することは認められない。

- その組成物に直接関連のない事実 (例えば、何らかの方法、手法におけるこの組成物の状態及び態様)

- その組成物の 1 以上の特性を特徴づける (測定された又は計算された) 定量パラメーター、このパラメーターが独立請求項における組成物の特徴の識別的特徴である場合

(例えば、積層強度パラメーター、応力亀裂抵抗、薬物動態プロファイルなど)

- その組成物の製造又は使用において現れる技術的成果

発明が医薬組成物に関連する場合、それを特徴づけるものであるときは、病気の治療又は予防方法に関する特徴は認めてはならない (例えば、それに由来する組成物又は医薬品の用量、使用条件又は用法の記載)。

上記の情報及び特徴は、発明の新規性及び進歩性の審査において組成物の特徴として考慮されることはない。

Rospatent が新たな審査ガイドラインを発表

2018 年後半に、Rospatent は意匠、商標、実用新案、発明及び原産地名称の出願の審査ガイドラインを発表した。

同ガイドラインは審査実務における法律の統一的な適用を確実にし、出願の検討に対する現在の取り組み方、並びに民法第 4 部の改正に関連して 2014 年以降にまとめられた取り

組み方を反映することを目的としている。同ガイドラインの規定は事実上の勧告である。

製薬会社及び協会が市販薬の広告に関する法令遵守勧告に署名

これらの勧告は広告法の適用に関する独占禁止団体及び裁判所の実務に基づくものであり、それらに署名した協会及び企業による実施を条件とする。署名は独占禁止団体が参加して2018年11月7日に行われた。

勧告の主目的は、宣伝用資料の作成及び法的要件の違反事例の検討における実務の統一を図ること、並びに好ましくない取組を禁止又は制限するリスクの低減である。勧告は消費者向け広告に関するものであり、医薬専門職向け広告（医薬関係の展示会、セミナー、会議及び類似のイベントの会場及び医薬専門職向けの専門活字媒体における宣伝）には適用しない。

勧告はロシアにおいて広告の自主規制を進める大がかりなプロジェクトの一環である。独占禁止団体副代表は、署名の目標の1つは将来欧州広告規格同盟に加入することだと説明した。

ロシアの特許及び発明者証の検索がロシアの検索エンジン Yandex で利用可能に

2019年3月5日から、関係者は誰でも Rospatent のデータベースだけでなく、一般向けのインターネット検索サービスも使用して、特許を無料で検索することができるようになった。特許情報は新規サービス [Yandex. Patents](#) でもその検索エンジン [yandex.ru](#) でも利用できるようになる。Yandex のデータベースでは、現在250万件以上の特許文献が利用可能である。

この新規サービスは、1924年から現在までの実用新案及び発明に対するロシアの特許、特許出願、並びにUSSRによる発明者証を公開するもので、事実上、インターネットのロシア・セグメントにおける特許情報の最大の無料アレイの1つである。キーワード、番号、名称、特許の全文、発明者、出願人又は特許所有者で文献を検索することができる。見つかった文献ごとに、それが言及及び参照されている特許の一覧と、類似発明についても読

むことができるように、類似文献の一覧も表示される。

Yandex はキーワードだけでなく、意味合いによっても類似特許を検索する。つまり、このサービスでは、あるトピックに関する特許を、その中で発明が異なる言葉で説明されていたとしても、見つけ出すということである。この目的でニューラルネットワークが使用され、それで文献の意味的近接性を判断することができる。

協力協定を締結している連邦産業財産権機関(FIIP)が Yandex. Patents サービスに発明及び実用新案の特許に関するデータを提供することになり、特許情報アレイは定期的、正確かつ迅速に更新されることになる。将来は、文献及びその他の種類の知的財産権も同サービスに登場する。

ユーラシア経済連合

ユーラシア経済連合(EAEU)はロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、及びキルギスタンの5カ国を擁する。

ユーラシア特許機構があり、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キルギスタン、カザフスタン、ロシア、トルクメニスタン及びタジキスタンの8カ国が含まれる。ユーラシア特許機構はユーラシア経済連合よりも広域である。

ユーラシア意匠

ユーラシア特許庁はかなり以前から発明に対して特許を交付してきている。最近になって、ユーラシア特許庁は対象範囲を広げ、意匠特許も範囲に含めることを決定した。

2018年12月に、ユーラシア特許庁は意匠を主題とする第4回作業会合を開いた。作業部会にはアゼルバイジャン共和国、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ロシア連邦、タジキスタン共和国の各代表、並びにユーラシア特許庁の代表も含まれていた。

意匠の保護に関する議定書は以前に作成済みだった。作業部会は同議定書を改正して、意匠のユーラシア出願の審査期間を短縮する規定を含め、その他のいくつかの規定の言い回しをより明確なものにした。残念ながら、同議定書の文面は入手できない。現在同議定書は欧州特許機構加盟国による審査及び予備

承認を受けるために各加盟国の特許庁に送られている。

ユーラシア商標

ユーラシア特許は、ユーラシア経済連合を共通の目標によって結びつける唯一の主題ではない。商標、サービス・マーク及び原産地名に関する特別協定が加盟国によって起草及び承認された。署名の後、2018年に発効が予定されていた。しかし、まだすべての国が署名してはいない。ベラルーシ、ロシア及びアルメニアは署名し、キルギスタンは署名の用意があり、カザフスタンはいくつかの意見を出しており、議論する必要がある。2019年には同協定の発効が期待される。

条約案は広域商標庁の設置については規定しておらず、むしろEAEU域内で有効となる同盟商標の登録出願審査において全てのEAEU加盟国特許庁が協働することについて規定している。商標出願はどの特許庁でもロシア語で提出されるのに対して、それ以降の手続は各国の公用語で行われる。条約案はユーラシア経済委員会が同盟商標の統一登録簿を取り扱うことも規定している。同盟加盟国の領域における同盟商標の排他的独占権の侵害に関する紛争はその国の国内法に従って処理され、同盟商標侵害に対する責任は、国内手続に基づき登録された商標又はその国で有効な国際登録商標の侵害に対するものと同じである。

予備（方式）審査は受理官庁のみが実施し、出願手数料はその受理官庁で定められたものに等しい。予備審査が肯定的な結果であった場合、当該出願はEEC公式サイトで公開される。その後、関係者はクレームされた商標の登録に関する意見を受理官庁に提出することができる。

EECが当該出願を公開し、すべての特許庁にそれが周知となっているため、商標出願の審査はそれぞれのEAEU加盟国の国家官庁によって実施される。第三者意見が提出された場合には、クレームされた標章の審査においてすべての加盟国の特許庁がこれを検討する。審査の過程では絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の双方が確認される。

各特許庁の意見に基づき、受理官庁は同盟商標登録の決定を採用するか、各特許庁から受理官庁に伝えられた拒絶理由を出願人に通知するかをいずれかを行う。各特許庁の拒絶

に対しては、それぞれの国の審判手続に従って審判請求することができる。

すべての加盟国の特許庁から肯定的な意見を得られた場合、受理官庁は同盟商標の登録を決定し、当該標章をEAEU商標の統一登録簿に記入する。

条約案は、各国の法令に定められた手続に従ってEAEU加盟国の所轄団体に登録同盟商標に対して異議申立てを行うことができる旨を定めているが、同条約の定める理由に基づく場合に限定している。同盟商標が所轄団体の決定によって無効とされる場合、当該商標所有者は無効となった登録の優先日を維持する国内商標出願を提出する権利を有する。

同盟商標に対する排他的独占権は出願日から10年間有効で、更新ごとに10年間延長される。同盟商標の登録を更新するには、受理官庁に請求を行い、各EAEU加盟国の定める更新手数料を納付する必要がある。

条約案は、同盟商標は不使用を理由として早期に終了することがあると規定する。同時に、少なくともEAEU加盟国いずれかの国の領域において商標が使用されれば、登録維持の目的に十分な使用であると認められる。

条約案の規定する広域商標保護制度には、国内商標登録に比べて以下のメリットがある。

- どのEAEU加盟国の特許庁にも特許出願が可能となること

- 1件の出願に基づいて、すべての同盟国領域における商標所有者の排他的独占権を証明する同盟商標証が発行されること

- 出願手数料及び登録及び証明書発 hands 手数料のどちらも1つの特許庁、すなわち受理官庁に対してのみ支払えばよいため、手数料の負担が減ること

ユーラシア商標の出願は、複数の国で商標を有することを希望する外国の出願人にとっても有用となると考えられる。

統一ユーラシア税関登録

同盟商標と同時に統一税関登録を組織する決定が下された。統一税関登録の構想は関税同盟関税法典の中で提案され、数年前に関連協定が締結されたが、まだ施行されていない。当初はロシア税関が登録簿の維持を担当する予定だったが、後にユーラシア経済委員会が担当することに決まった。統一税関登録はまもなく稼働することが期待される。統一税関

登録は著作物及び商標を受け付ける。統一登録に対して適格であるためには、商標はすべての加盟国で登録されていなければならない。当該商標が複数の国の複数の所有者に帰属する場合は、いずれかの商標所有者からの請求

には他の所有者の委任状を添付して、対立する状況を避けなければならない。

現在、加盟国の税関局間の電子的なやりとりを構造化する技術的作業が実施されており、ソフトウェアが実施でき次第、特許庁が順次参加することになっている。

2. 出来事、傾向、注目すべきエンフォースメント事例の分析 (2018年10月～2019年3月)

Rospatent は YouTube に投稿される動画を公開されている出所と認めるとは限らない

Rospatent の特許紛争評議会は、2014年4月17日から優先権を有する出願番号第2014115295/11号に関する実用新案第143919号「タイヤハンドラー」に対するロシア連邦特許交付に対して申し立てられた異議について検討した。当該異議申立ては、異議の対象となった特許の優先日前に同目的の装置が公に使用されており、その装置において異議の対象となった特許の独立請求項の特徴のすべてが開示されているという事実を根拠としていた。具体的に言うと、同目的の「IMT TireHand®」装置の操作動画が YouTube の動画共有サービスに公開され、そこで問題の特許の独立請求項の本質的特徴のすべてが開示されている。異議申立人は、当該装置の操作を実演する動画はその特徴のすべてを確定し、係争特許による実用新案のすべての特徴を含むと認めるに十分であると述べている。

特許紛争評議会の諮問部会は、紛争中の特許に対する実用新案の優先日の時点で、インターネット上で上記の情報が公衆に利用可能であったことは証明されていないとの見地から、これらの動画を公開されている情報源として検討することを認めなかった。

したがって www.youtube.com のページに表示された日付は、この日付に対応する動画が公開されていたことを示すものではない。動画は公開（すべての YouTube ユーザーが当該動画を見ることができる）及び限定公開（チャンネル管理者とその者が選ぶユーザーのみが動画を見ることができる）の双方でも、リンクシェア（希望する URL を知るユーザーのみが動画を見ることができる）によっても、YouTube 動画共有サービスに提供することができる。この場合、アクセス設定は当該

YouTube チャンネル管理者であればいつでも変更することができる。

よって、上訴人がインターネット経由で電子的形式により受け取り提出した情報は、この情報の公開日又は電子的インターネット環境に置かれた日のいずれについても文書証拠とはならない。同時に、審判請求とともに提出された公証の手順は、言及された情報がその認証時、すなわち係争特許に対する実用新案の優先日より後の日付にインターネット環境にあることのみを示していた。実用新案に対する特許第143919号は2018年12月24日付けの Rospatent の決定により支持された。

特許紛争評議会は「Web.archive.org」サービスを利用して、情報を投稿した日を確定した。（特許第107972号による2018年10月19日の Rospatent の決定）

意匠第107972号「ウッドチョッパー」（優先日：2017年5月4日）に対する特許交付に対して審判請求がなされた。異議申立の動機は、当該意匠が特許要件である「独自性」を伴わないことであった。同時に、審判請求ではインターネット上の2ページへのリンクが提供され、審判請求人の意見では、そこには登録意匠の優先日前に登録されたものと類似するウッドチョッパーの外観の画像が掲載されていた。

ところが、現在使用されている包装の説明には層の厚み及び包装の大きさが記載されておらず、すなわち、異議の対象となっている申立された情報源からは、**当該実用新案の独立請求項の特徴は不明であり、それによればポリプロピレンフィルムは厚みが 20-48 ミクロン、アルミホイルは厚み 2-12 ミクロン、包装筒の高さ及び断面の最大サイズはそれぞれ 100-160 ミリメートル及び 17.5 ミリメートルである。**

当該審判請求を検討し、特許紛争評議会の諮問部会は、問題の実用新案特許が交付された出願材料は、本特許の明細書に記載された技術的成果への影響に関してこれらの識別的特徴の不可欠性を示す証拠を有していないと指摘した。したがって、当該実用新案の新規性を分析するときには前記の特徴を考慮すべきではない。

当該特許所有者が提出した試験結果を Rospatent は考慮しなかった。第一に、Rospatent は、当該実用新案に対する異議の申し立て後に当該機関の命令で実施された試験の結果として得られた提出データの客観性に疑問を投げかけた。第二に、Rospatent によれば、得られた試験結果の客観性、反復性及び再現性を裏付ける文献は存在せず、当該結果は実は試験の実施者の証言にすぎず、実際のデータによる裏付けがない。Rospatent は個人の証拠を検証する権限を与えられていないため、実施計画書は異議の対象となっている特許に記載された実用新案の特徴とその説明に記載された技術的成果との因果関係を示す証拠としての機能を果たすことはできない。

これを根拠として、特許紛争評議会の諮問部会は 2017 年 10 月 10 日の決定により、当該特許付与に対する異議を認め、その完全な無効を宣言した。

製品全体における個々の装置の実用新案の抵触、及び全体としての製品及びロシア連邦最高商事裁判所最高会議の書簡第 122 号の利用 (2018 年 10 月 17 日の知的財産裁判所の判決、事件番号 A73-14482/2017)

ロシア連邦特許第 2385245 号に基づく発明の権利者である、” Research and Development Center “Information

Technologies,” LLC は、JSC 「Dalsbyt」が本発明を使用する装置を製造及び販売することを知った。これに関連して、” Research and Development Center “Information Technologies,” LLC は、本発明の権利を守るために JSC 「Dalsbyt」に対する訴訟を起した。第一審裁判所及び控訴裁判所は、被告はロシア連邦特許第 2385245 号による発明を実際に使用したと結論し、原告勝訴の判決を下した。採用された司法的措置を不服とし、被告は破棄を求めて知的財産裁判所に上訴した。

訴状の中で、被告は、製造及び販売した装置の一定の要素に関しても特許、すなわちロシア連邦実用新案特許第 176096 号、第 177016 号、第 175925 号を有することに言及した。これに関連して、被告は、両裁判所がロシア連邦最高商事裁判所最高会議の書簡第 122 号の第 9 パラグラフに含まれる「ある実用新案に対して、独立請求項に記載された同一又は同等の特徴を有する 2 件の特許がある場合、後の優先日を有する特許が所定の方法で無効と宣言されるまでは、後の特許所有者の行為を、先の優先日を有する特許の侵害と見なすことはできない」という説明を考慮しなかったと確信していた。

それ以外に、被告は、両裁判所が従属発明、実用新案及び意匠に関する民法第 1358.1 条の規定を適用しなかったと考えた。被告の観点から言えば、控訴の対象となっている第一審裁判所及び控訴裁判所の措置は、被告が自身の実用新案特許に含まれる技術的解決法を使用できなくするものである。

破棄院は、争われている司法的措置を無効とする根拠を見出すことができず、事件番号 A73-14482/2017 に関する 2018 年 10 月 17 日の決議を採用し、被告の実用新案が従属的ということが確定すれば、ロシア連邦特許第 2385245 号に基づく発明に対して排他的独占権を有する原告の同意なしにそれらを使用することは、民法第 1358.1 条第 2 項の規定に基づき、いずれにしても不法であると指摘した。

このことは別として、紛争を検討すると、被告は自身に属する実用新案の使用に言及しており、製品全体としてではなく、製品全体の中の一部の装置のみを保護しようとしているので、知的財産裁判所の観点から言えば、最高商事裁判所最高会議の情報書簡第 122 号

に含まれる説明は問題の事例には適用されない。

商標に関して：

出願人による自身に有益とされる

Rospatent の実務の参照によって、

Rospatent は逆の実務の命じる可能性がある
(2018年12月25日付け Rospatent の決定)

Rospatent は、国際標準金財貨サービス分類 (ICGS) の第 9 類、第 12 類、第 36 類、第 37 類、第 38 類、第 45 類の商品及びサービスに関連して、出願人の名義による 2016 年 12 月 5 日付け商標出願第 2016745811 号の国家登録拒絶通知に対して Intelliko, LLC が行った審判請求を検討し、当該商標の登録を拒絶した。

intelliko

商標出願第 2016745811 号に関する表示

審査結果報告書に記載された主張は、クレームされた表示は、Intel Corporation (2200 Mission College Boulevard, Santa Clara, California, 95052-8119, USA) の名義による、「INTEL」／「И Н Т Е Л」の文字要素を含む、ニース分類第 9 類、第 12 類、第 36 類、第 37 類、第 38 類、第 45 類の類似商品に関して登録された一連の商標に紛らわしいほど類似しているということであった。

審査官は、様々なバージョンの「INTEL」という文字を含み、米国企業 Intel Corporation に属するものなど、先の優先権を有する周知商標を含めた、合計 36 の商標を引用した。

審判請求において、出願人は Rospatent の決定を不服とする一方、当該審判請求の主張では、ほかのものとともに、出願人によれば、Intel Corporation のほかにも、「INTEL」という文字要素を伴う商標の排他的独占権が他の者にも属しており、他の 8 つの商標を列挙し、それらの存在は、出願人の意見では、彼自身の表示の登録可能性に関する立場を強化するとの指摘を含んでいた。

しかし、特許紛争評議会は上訴人の主張を支持せず、以下のような内容に言及した。

引用された 36 の商標は、その構成の中のラテン文字アルファベットによる言葉の要素「INTEL」、又はそのロシア語のアルファベットによる字訳「И Н Т Е Л」のいずれかの存在を特徴とする。よって、「INTEL」／「И Н Т Е Л」は Intel Corporation の所有する一連の引用された商標の基礎を成すことができる。

情報の参照元において「INTEL」の表示は、「知的能力」を意味する英語から翻訳された単語「intelligence」の略語と位置づけられる。

intelliko

次に、クレームされた表示は、ラテン文字アルファベットを使用する一般的な外国語の字句単位ではない。この場合、引用された商標「INTEL」の連続を成す要素をクレームされた表示の一部として含むことにも注目すべきである。

上記の状況は、クレームされた表示と引用された商標の称呼及び観念の類似性があることを示す。

諮問部会は、混同のおそれを増す状況も考慮した。こうした状況には、「INTEL」の要素に基づく、一連の標章の対置という事実も含まれる。この状況では、類似する要素を有するクレームされた表示は、連続の継続として認識されかねない。

クレームされた表示は引用された商標と混同されるという結論に至るもう 1 つの状況が、「INTEL」商標の広範な存在である。Intel Corporation が高い評価を得ていることによって、類似の表示の混同のおそれを高めることにつながる。

クレームされた表示及び引用された商標「INTEL」／「И Н Т Е Л」の一覧に記載された ICGS の第 9 類、第 12 類、第 36 類、第 37 類、第 38 類、第 45 類の商品及びサービスの比較分析は、それらが同一、又は類／種類として互いに関連する、すなわち類似すると示すことに注意しなければならない。

相手方が挙げた他の権利者の 8 商標に関して出願人が引用した登録例に関して、諮問部会はそれらに留意した。しかし、本件のあらゆる状況を分析するとき、諮問部会は現行の司法実務及びそれに基づく Rospatent の実務にも従った。そこで、諮問部会は、その個別化的手段による Intel Corporation の排他的

独占権を侵害していることから、法的保護の付与が拒絶された 8 つの商標の実施例を挙げることが必要であると考えます。

ロシアの法律では、団体商標の登録を除き、複数人の名義による商標登録手続を規定していない（ロシア連邦最高裁、2018年12月3日の判決 No. 287-PEK18）

Le Publications Conde Nast S. A.（以下「同企業」）及び株式会社 Synergy Capital は、ロシア連邦商標第 295229 号及び第 433377 号に対する排他的独占権の 50%分を登録しようとしたが、Rospatent はそのような登録を拒絶した。同企業及び同株式会社は Rospatent のこの決定を不服として、裁判所に控訴した。

第一審裁判所は、商標の排他的独占権の 2 人以上への割当は、法人又は個別の起業家の商品及びサービスを個別に取り扱うことを目的とする、商標の排他的独占権の実質に反し、Rospatent による契約に基づく商標の排他的独占権の「50%分」の国家登録を規定する法的規制はないと指摘した。これに関連して、同裁判所は両社の請求を棄却した。控訴裁判所はこの判決を支持した。

知的財産裁判所は、ロシア連邦が締約国である、工業所有権の保護に関するパリ条約の規定及び商標法に関するシンガポール条約第 11 条は、商標の排他的独占権の共有を明示的に規定しているが、当該紛争を検討するときに両裁判所はこれを考慮していないと述べた。これに関連して、知的財産裁判所は出願人企業に有利な判決を下した。

ロシア連邦最高裁の合議部は、パリ条約及びシンガポール条約の規定は加盟国に対して同時に複数人の名義で商標に対する法的保護を与えることを義務付けていないという事実から、知的財産裁判所の判決を破棄し、第一審裁判所及び控訴裁判所の司法的措置の効力を維持した。逆に、パリ条約第 6 条 C に従って、同盟各国（パリ条約が適用される国）における商標の出願及び登録条件はその国内法によって決定される。

ロシアの法律では、団体商標の登録を除き、複数人の名義による商標登録手続を規定していない。諮問部会は、個別及び団体商標に対

する排他的独占権の取得及びそれらの登録の問題に適用される規則の文字通りかつ体系的解釈に基づいてそのような結論を下した。特に、2018年7月3日の判決は、民法第 1229 条第 2 項の規定を同法第 1510 条、第 1511 条の規定と切り離して適用することはできないと述べている。

よって、団体標章に対する排他的独占権の登録及び使用手続は民法第 1511 条に規定されており、権利者が 1 人の商標の登録及び使用とは異なる。審査団は、民法第 1510 条に基づいて、団体標章の権利者は人の団体のことがあり、その団体に含まれる各人が民法第 1511 条の要件に従って団体標章を使用することができる旨を指摘した。民法には商標の共有に関するその他の手続は含まれていない。

審査団は、これらの関係は民法第 4 部の関連特別規定で規制されるので、共有の規定（民法第 16 章）を知的財産権に適用することはできないという第一審裁判所及び控訴裁判所の結論を法的に許容できると見なした。

著作権に関して：
技術報告書は著作物として認められることがある（[2018年10月2日の知的財産裁判所の判決](#)、事件番号 A51-28052/2016）

RegionProekt 社は Moi Dom 社(My House)に地質工学調査を発注し、後者は調査結果を技術報告書に記載して提出した。RegionProekt 社は、その内容に関する批判的コメントを理由として当該技術報告書を受け入れず、移転及び受理記録に署名しなかったが、本報告書をポリショイ・カーメニという市街地の地方公共機関 Unitary Customer Service (MPI「UKS」) に送付した。Moi Dom 社は当該技術報告書のそのような使用を著作権侵害と見なし、商事裁判所に訴訟を起こした。

第一審裁判所は、同報告書を使用した事実は証明され、原告の主張を満たすと見なし、技術報告書の形をとる工学調査結果は一種の著作権保護が可能な作品であり、著作物としての法的保護の対象となると結論した。

控訴裁判所は、第一審裁判所の判決を取消し、原告が遂行した作業は技術的性質のものであり、本件で提示された、その後の図表又は文章形式による制作は創作物の基準を満た

さず、したがって著作権の対象とはなりえないと結論した。

知的財産裁判所は、測地学的及び地図作成学的生産物、資料及びデータの作成方法は技術的及び生産的性質の双方を持つこともあれば、科学活動の方法、すなわち創造的なものともなり得ると指摘した。第一審裁判所が立証したように、著作権として保護されるのは、最初に受け取った情報の形をとる工学調査の結果ではなく、創造的構成要素を有する作業の結果としての、本文の記述と図表、グラフ、表などの双方の部分の組み合わせである。そのような状況下で、問題の報告書は、とりわけ創造的作業により生み出された知的活動の成果であり、したがって著作権の対象となる。

控訴裁判所は、問題の報告書が技術的部分だけでなく記述的部分も含んでいるとした第一審裁判所の実事認定に異義を唱えず、控訴裁判所の判決は第一審裁判所の結論に控訴裁判所が同意しない理由を含んでいなかった。

一方、本件の状況を十分かつ包括的に調査した上での第一審裁判所の判決を、第一審裁判所が提示した状況評価に賛成しないことのみを理由として控訴裁判所が破棄することはできない。

それに基づき、2018年10月2日付けの裁定において、知的財産裁判所は、控訴裁判所の裁定が実体及び手続法に違反して出されたものであり、それに関連して適法及び正当と見なすことができないと述べ、本件を控訴裁判所に差し戻した。その後、控訴裁判所は2018年12月16日の判決で、侵害者に840,000ルーブルの賠償を求める原告の請求を支持した。

タクシーの乗客席は音楽作品公演の場ではない (2018年12月11日付け第9仲裁控訴裁判所決議第09A II-55594/2018号)

ロシアで共同著作権管理に携わる、全ロシア公共団体のRussian Authors Society (RAS)は、作品の排他的独占権の侵害に対し、著作者(権利者)に賠償されるべき340,000ルーブル00コペイカの事後的な支払いを求めてKIS, LLCに対する訴訟を起こした。

請求は、KIS, LLCに属するタクシーの乗客席においてRASのレパトリーに含まれる音楽作品が著作権者に許可なく再生されたという事実に基づいていた。被告の乗客席におけ

る公演の事実の裏付けとして、原告は録画、2017年12月14日付けの領収書、並びに社内の乗客席においてWIPO代理人が行った固定記録に関する、Ivanina R.V. 准教授の専門家としての意見を提出した。

第一審裁判所は原告に有利な判決を下した。

控訴裁判所は、事件簿に提示された証拠の検証が不十分なまま行われた第一審裁判所の実事認定を誤りであると判断し、被告による自身が所有する車の乗客席におけるレコードの再生を適切かつ疑う余地のない証拠として認めることはできないと結論した。

控訴裁判所は2017年12月14日の動画を自ら検証した。その結果、当該動画は被告による原告の排他的独占権侵害の事実を裏付けないこと、当該動画は電話を使用して録画されたため音源を確実に判断することは不可能である一方、音声は記録機器の近くに置かれたモバイル機器から再生できること、及び音声は車内に取り付けられた装置から聞こえるという客観的陳述から、録音は少なくとも2箇所から行われるべきであることが立証された。社内のスピーカーの存在自体はサウンドトラック再生の明白な証拠ではない。

同裁判所は、技術機器を使用してサウンドトラックを再生した当人が確定されなかったことも指摘した。当該サウンドトラックを再生する技術的手段を操作するのはタクシー運転手であることを原告が提出した動画から確実に判断するのは不可能である。

同時に、原告に代わって原告のために録音を行った者が顧客だったことにも注意しなければならない。

同裁判所は、公演が行われた場所は公衆に開放されているべきであり、民法によればこれがサウンドトラック公演の特徴の1つとなることを指摘した。一方、タクシーの乗客席に乗り込むことは無料ではないため、タクシーの乗客席を公衆に無料で開放される場所と認めることはできない。

よって、控訴裁判所は、同裁判所は被告による当該サウンドトラックの違法な使用を示す十分かつ許容される証拠を受理していないと結論し、第一審裁判所の判決を取り消して、訴訟を却下する新たな判決を下すことを決定した。

ノウハウに関して：
 譲渡文書における生産の秘密の存在をさまざまな言い回しの使用により開示することは可能 ([2018年10月2日の知的財産裁判所の判決、事件番号 A40-180850/2017](#))

Elox-Prom 社は、電気設備製品のポドリスク工場 (CJSC「PZEMI」) が Elox-Prom 社の所有する秘密の製法 (ノウハウ) を使用して製造したシールドコンジット (密閉導管) を販売したとする、不正なビジネス上の競争についての陳述書により連邦反独占庁 (FAS) に訴えた。問題の秘密の製法は 1989 年に合弁事業の認可ファンドに対する分担金として、合弁事業の Elox がフランス企業の Oxytrol から取得し、後にそのノウハウの権利は一連の再編を経て Elox-Prom 社に渡った。

FAS は PZEMI 社の行為を生産の秘密に対する Elox-Prom の排他的独占権の不正使用と認定し、申立人に有利な裁定を下した。判決を不服として、PZEMI 社は商事裁判所に提訴した。

第一審裁判所は、1989 年に問題の生産の秘密が Oxytrol 社から合弁事業 ELOKS の認可ファンドに移転したことを示す証拠はなく、問題の生産の秘密は秘密性を失っており、PZEMI 社はシールドコンジットの生産技術を独力で開発したと結論し、これを根拠として同裁判所は PZEMI 社に有利な裁定を下して、FAS の決定を無効と宣言した。控訴裁判所は第一審裁判所の事実認定を合法かつ合理的と認めた。

知的財産裁判所は、生産の秘密の特定のための情報を含むいかなる文書も公民権の対象としての生産の秘密 (ノウハウ) の存在を示す証拠となり得るとした。よって、下級裁判所は文書の内容を評価して、Oxytrol 社から合弁事業 Elox への生産の秘密の移転を確認し、設備、図面その他の文書の目的を調べるべきだったが、同裁判所はこの分析を行わなかった。この証拠を拒絶し、同裁判所はまず、提出文書の中にまさに生産の秘密 (ノウハウ)、すなわち移転される情報の適切な名称が存在することを指摘する必要性を示した。

一方、移転された文書に上述の名称が存在しないことは営業秘密が移転されなかったことを示すわけではない。その存在は技術、技術的方法、設備及び図面の説明、情報の目的などの異なる言い回しの使用を通じてうかがえるからである。

これを根拠に、知的財産裁判所は下級裁判所の判決を取り消し、本件を第一審裁判所に差し戻した。

本件を再検証した際に、第一審裁判所は FAS の決定を違法と認定するための要件を満たすことはなかった。

その他の根拠により請求を行うときに、裁判所は、本件がすでに検討されたという事実
 に言及してその請求を却下することはできない ([2018年10月17日の知的財産裁判所の判決 事件番号 A65-1433/2018](#))

ある個人起業家が生産の秘密 (ノウハウ) の移転に関する使用許諾契約を終了するとともに、一括払い金を回収するために、別の個人起業家をタートルスタン共和国商事裁判所に訴えた。この訴えは、被告が同契約に基づいて負った義務を不正に履行したという事実が動機となった。

同裁判所は、当該使用許諾契約終了の要件及び一括払い金の回収は、同じ理由に基づく同当事者間の別件においてすでに司法審査の対象となったことがあるという事実 (事件番号 A65-9348/2017) に言及して、本件を却下した。控訴裁判所はタートルスタン共和国商事裁判所の判決を変更することはなかった。

採用された判決を不服として、原告は破棄請求により知的財産裁判所に控訴した。

破棄院は、下級裁判所は本件について訴訟を提起する根拠を適切に立証しなかったと結論した。

別件——事件番号 A65-9348/2017——の請求の主題は、使用許諾契約を終了し、一括払い金を回収するという原告の要求だった。この場合、当該使用許諾契約終了の根拠は、両当事者が契約を締結するに至った状況に大きな変化があったことだった。

しかし本件では、被告による当該使用許諾契約の不適切な履行を原因として訴訟が提起された。被告が原告に生産の秘密を構成する必要な技術的及び商業的文書を譲渡せず、それが当該契約を終了し一括払い金を回収するために原告が訴訟を起こす根拠となった。

そのような状況下で、知的財産裁判所は、本件と事件番号 A65-9348/2017 では請求の理由が異なっており、したがって両裁判所による訴訟の終了には根拠がないと見なした。知

的財産裁判所は本件をタタールスタン共和国
商事裁判所に差し戻した。

第一審裁判所による本件の再審議の結果に
よれば、申し立てられた請求の一部は認めら
れた。960,000 ルーブルの使用料の未払い分
は被告から回収された。当該契約の有効期間
はすでに満了していたため、使用許諾契約終
了の請求は認められなかった。

(取りまとめ：ジェトロ・デュッセルドルフ
事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、
Gorodissky&Partners 法律事務所の協力を得
て作成された。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直
接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるい
は懲罰的損害及び利益の喪失については、それが
契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の
原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の
責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロが
かかる損害の可能性を知らされていても同様とし
ます。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づい
て作成しておりますが、その正確性、完全性を保
証するものではありません。ジェトロは、本文書
の論旨と一致しない他の資料を発行している、ま
たは今後発行する可能性があります。